

(目的)

第1条 この条例は、西東京市(以下「市」という。)における商工業の振興に関して基本的な事項を定めることにより、市内の商工業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上と活力ある地域社会を構築していくことを目的とする。

(基本理念)

第2条 商工業の振興は、地域経済が市民生活の礎であることにかんがみ、事業者、商店会等、商工会等、市及び市民が一体となって推進していくものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者とは、市内に活動の拠点を置いて商工業を営む者をいう。

(2) 商店会等とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合その他の小売事業者等の団体のうち、市内に活動の拠点を置いているものをいう。

イ 商店会の連合会 複数の商店会によって組織される団体をいう。

(3) 商店街とは、市内において小売店舗等が集積している地域をいう。

(4) 大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定するものをいう。

(5) 商工会等とは、次に掲げるものをいう。

ア 商工会議所法(昭和28年法律第143号)により設立された団体

イ 商工会法(昭和35年法律第89号)により設立された団体

(6) 市民とは、市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、商工業の振興に当たっては、自らが創意工夫及び自助努力をしていくことを原則とし、市民生活と商工業の振興が調和した地域社会を構築するよう努めるものとする。

2 事業者は、商店会等、商工会等及び市と連携及び協力をして、市民の健康及び安全並びに自然環境に配慮した活動を行うものとし、また、子ども、高齢者及び障害者が利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、労働を取り巻く社会状況を考慮して雇用の促進に努めるものとする。

4 商店街に活動の拠点がある事業者は、商店街の一員として自覚し、商店会等への加入及びその活動に協力すること(以下「商店会等への加入等」という。)に努めるものとする。

5 商店街に活動の拠点がある事業者は、地域の核としてにぎわいと交流の場となる事業を商店会等が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

(商店会等の役割)

第5条 商店会等は、自らの活性化に関する計画等を策定し、その計画等の推進及び普及に努めるものとする。

2 商店会等は、商店会等への加入等及び地域の核としてにぎわいと交流の場となる事業を行うことに対する理解を、当該商店街に活動の拠点があるすべての事業者に醸成するよう努めるものとする。

3 商店会等及び大規模小売店舗を営む者は、自らが地域の核としてにぎわいと交流の場であることを認識し、交通渋滞の緩和及びその改善等により利用者の利便の確保に努めるとともに、騒音等による生活環境の悪化の防止及び改善に努めるものとする。

(商工会等及び市の役割)

第6条 商工会等及び市は、連携及び協力をして、事業者の自主的な活動を促進し、及び支援するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 中小企業事業者への融資のあっせん

(2) 創業に対する支援

(3) 事業者の経営の安定及び革新並びに事業の分野が異なる事業者の連携等における指導及び相談

(4) 空き店舗の情報の収集及びその対策

(5) 国、東京都等が行う中小企業支援施策についての情報の提供

(6) その他この条例の目的を達するために必要な支援

(市民等の役割)

第7条 市民及び第3条第1号から第5号までに規定する団体等に携わる者は、商工業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

